

平成29年度 監査報告書

平成30年5月25日

社会福祉法人法延会

理事長 古屋野 順友 様

監事 向井 茂則

監事 上原 敬夫



社会福祉法第40条に基づき、平成29年度の監査結果について、次のとおり報告します。

記

1. 実施日時 平成30年5月25日(金) 9時～13時
2. 実施場所 静山荘 軽井沢町大字追分1710番地1
3. 立会人等 理事長・静山荘施設長 古屋野 順友 事務長 寺島 公乃
軽井沢学園施設長 小宮山 英一 施設長補佐 高根 英貴

4. 監査意見

高齢者部門については、本年、社会福祉法人法が改正施行され、多様化する福祉ニーズに応え、地域に於ける様々な福祉需要に応えるべく模索すると共に、積極的に外部研修に参加し、内部研修によって職員の資質向上に向け努力している。

又、地域住民との交流に積極的な取り組みをしており良好な関係性を築いている。グループホーム旧軽井沢は、念願の3床増床と改築工事が軽井沢町の協力を得て、計画通りに無事に完成し、今後も更なる地域貢献を期待する。

静山荘の返済計画も順調に返済されており、安定経営を継続し、更なる経営努力をしてください。

軽井沢学園については、支援の難しい中高生による事故が発生しているが、事故の分析や、児童の特性を理解しながら再発防止に努め、困難事例に対しては日頃から児相をはじめとし、各関係機関と連携体制を整えておくことも必要と思われる。

社会的養育の新たな方針に対応するため里親支援専門相談員を配置した一方、今後ますます児童の減少が予測されるため、佐久地域唯一の社会的養育施設としての利点を生かしつつ、新たなニーズに対応していけるよう学園全体の専門性向上が求められる。

各種加算制度や補助事業の積極活用により職員の待遇改善や施設運営の安定化に努められている。児童の生活の質を落とすことなく、引き続き努力されたい。

5. 監査結果

事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、状況を正しく示しているものと認めます。事業報告に記載されている財務及び事業の方針については、計算書類及びその付属明細書の監査の結果、指摘すべき事項は認められません。よって事務執行、法人の財産管理ともに適正であると認定します。

以上